

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	株式会社ジーエヌアイグループ
【英訳名】	GNI Group Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【電話番号】	03(6214)3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役代表執行役副社長 松井 亮介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【電話番号】	03(6214)3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役代表執行役副社長 松井 亮介
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 26,770,997,044円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月5日付で提出いたしました有価証券届出書(2026年6月24日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)について、2026年6月29日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、必要な修正をするため、また、2026年6月30日から同年9月30日までとされている払込期間における払込予定日が確定したことに伴い、これに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【株式募集の方法及び条件】

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,684	1,342	1株	2026年6月30日から 2026年9月30日まで	-	2026年6月30日から 2026年9月30日まで

(注) <中略>

- 4 本第三者割当は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していること、(必要となる場合は)国内外の競争法等に基づく関係当局の許認可等の取得等の前提条件が全て満たされていることを条件としておりますが、現時点では、当該前提条件の成立時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載しております。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,684	1,342	1株	2026年6月30日から 2026年9月30日まで	-	2026年6月30日から 2026年9月30日まで

(注) <中略>

- 4 本第三者割当は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していること、(必要となる場合は)国内外の競争法等に基づく関係当局の許認可等の取得等の前提条件が全て満たされていることを条件としておりますが、当該前提条件の成立時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載してあります。上記の前提条件が全て満たされることが確実にされたため、2026年6月26日をもって、上記払込期間における払込日を2026年7月1日と確定いたしました。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

(訂正前)

<前略>

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を2026年6月5日に関東財務局長に提出

(訂正後)

<前略>

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び同項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を2026年6月5日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月24日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月24日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年6月29日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。